

平成29年九州北部豪雨に伴う入学料及び授業料に係る特別支援

【趣旨】

平成29年九州北部豪雨による災害救助法適用区域で家族等が被災した本学の在学生及び平成30年度春季新入学生に対し、平成29年度後期授業料免除、平成30年度入学料及び平成30年度前期の授業料免除の特別枠を設け支援を行う。

【内容】

1 免除対象者

本学の学部又は大学院研究科に平成29年度に在学する者及び平成30年度春季に入学する者（科目等履修生，研究生等として入学する者を除く）であって，対象となる災害救助法適用地域で家族等が被災した者のうち，下記2の事由に該当し入学料又は授業料の納付が困難であると認められる者とする。

※対象地域（災害救助法適用地域）

【福岡県】 朝倉市，朝倉郡東峰村，田川郡添田町

【大分県】 日田市，中津市

2 免除の種類

免除額	事由
全額免除	・主たる家計支持者が被災により死亡又は行方不明の場合 ・主たる家計支持者の所有する自宅家屋が全壊又は流出した場合 ・主たる家計支持者の所有する自宅家屋が半壊又は床上浸水したことにより，主たる家計支持者が1カ月以上の避難生活を余儀なくされた場合
半額免除	・主たる家計支持者が入院加療又はそれと同等の怪我をされた場合 ・主たる家計支持者の所有する自宅家屋が半壊又は床上浸水した場合 ※いずれにも該当する場合には，全額免除とする。

3 免除対象

平成29年度後期在学生：平成29年度後期授業料

平成30年度春季入学者：平成30年度入学料・前期授業料

4 提出書類

- ・平成29年九州北部豪雨に伴う入学料及び授業料に係る特別措置申請書
- ・罹災証明書

なお，現行の「入学料免除・徴収猶予申請書及び授業料免除申請書」も併せて提出。また，罹災証明書が市区町村役場等の都合で，締切期日までに用意できない場合は，上記申請書のみを先に提出すること。

5 申請期間

平成29年度後期授業料：通常の後期分授業料免除申請時期 9月29日（金）

平成30年度春季入学料・前期授業料：入学手続き時